

令和4年6月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年6月27日

開会：午前10時00分～午前11時01分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 田 中 満 公 子

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育総務課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1、「会期について」、お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは、次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は「田中委員」を御指名申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員 承知いたしました。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」、お諮りいたします。

既に委員の皆様には、3月28日に開催されました教育委員会3月定例会会議録（案）及び4月19日開催の教育委員会4月定例会会議録（案）を配付しております。原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会3月定例会会議録（案）及び教育委員会4月定例会会議録（案）については承認することといたします。

ここで、皆様にお知らせいたします。会議招集の告示後に緊急を要する事案が生じたので、守口市教育委員会会議規則第3条第2項に基づき、議案第19号「教職員の処分について」を追加議案として会議に付議することといたします。

続きまして、以降の審議の方法の変更についてですが、追加議案の第19号につきましては、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で関係者のみの秘密会にて審議することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、議案第19号につきましては、全ての議題が終了した後で秘密会にて審議することといたします。

それでは、次に、日程第4、議案第16号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第16号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページから8ページを御参照賜りたいと存じます。

本市では、市民の生涯学習のさらなる推進に向け、第3次守口市生涯学習推進計画において、令和2年6月に開館した守口市立図書館がより多くの市民にとって利用し

やすい施設とすることで、市民の読書環境が向上するよう図書館の図書管理システムの機能改良を図り、電子図書館導入等、図書館利用者へのサービス向上の取組みを進めているところでございます。

つきましては、図書館における図書サービスの利便性向上を図ることにより、図書館を利用しない方々や図書館への来館が困難な方等に向けて、図書館に来館せずとも読書が楽しめる環境を整備することで、より多くの市民に対する読書の普及、ひいては生涯学習の推進に繋げていくため、電子図書館システムを導入することから、守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案を令和4年6月教育委員会定例会に上程するものでございます。

主な改正内容でございますが、個人の貸出しの対象となる図書等に電子書籍を追加するために第6条関係を、個人の貸出しの手続方法を整理するために第7条関係を、図書館内における個人の貸出しと電子図書館システムにおける個人貸出冊数を定めるために第10条関係を、個人の貸出しの返却方法を図書館内における個人の貸出しに限定するために第12条関係を、団体貸出しの対象となる図書等から電子書籍を除くために第13条関係を、団体貸出しの手続方法を整理するために第14条関係を、その他規定の整理をさせていただくものでございます。

なお、施行期日を令和4年7月1日からとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○事務局　この規則改正に伴って、7月1日から守口市で電子図書館を開始させていただくんですけども、それに先立ちまして、御利用ガイドを各施設等で配布させていただいております。基本的なルール、どのように使っていただけるか、申込方法等を記載しておりますので、またホームページやSNS、LINE等を活用しまして、いろんな方に周知してまいりまして、この電子図書館システムを広めたいと思っております。以上でございます。

○教育長　それでは、この規則案につきまして、何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○委員　7月1日からは、わざわざ図書館に行かなくてもネット上で借りられるということになるんですね。

○事務局　この電子図書館を使う方法でございますけれども、まず前提として、守口市立図書館の利用者カードをお持ちで、かつ、インターネット上で予約であるとか、蔵書検索とかできるシステムがあるんですけども、それを既に登録されている方につきましては、7月1日から電子書籍を見たり、予約することが可能でございます。

また、現時点でお申し込みされてない方につきましては、図書館、文化センター、コミュニティセンター等へ行っていただきまして、申込みさえしていただきまして、今後、施設に行かなくても電子書籍を貸出し等できるということになっております。

以上でございます。

○委員　既に利用者カードの発行を受けている方の数はおおよそどれぐらいですか。

○事務局　利用者登録を受けておられる方なんですけれども、過去の生涯学習情報センターから今までの累計数が約5万8,000件となっております。

○委員　ありがとうございました。

○教育長　ほかに御質問、御意見はありますか。

○委員　現時点で改定することによって、何か想定されているような課題とかはあるのでしょうか。それとも、そういうことはあまりないのでしょうか。

○事務局　この電子図書館を開始させていただくにあたっての課題なんですけれども、先行して導入している自治体や大阪府から、やはり導入したものの貸出数が伸びないであるとか、新しい利用者の方を取り込んでいくのがなかなか難しいという課題などいろいろお聞きしておりますので、現在周知等について、図書館の指定管理者に推進

していただいているところでございます。

あわせて、今後、電子図書館について定期的にアンケートを実施しまして、それに基づいて、利用者ニーズに沿った展開を考えていきたいと思っておるところでございます。

○委員　いい取組みだと思いますので、ぜひそういうことも視野に入れながら進めていただけたらと思います。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。これまでの利用者の方も電子図書館を利用することでさらに便利になりますし、今まで図書館に足を運ばなかった人などの新規利用者が増えることが期待できるのではないかと思います。またアンケートなどを行っていくということでしたので、市民の声を聞きながら、より良くなればと思っております。

それでは、他に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思えます。

議案第16号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第16号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第5、議案第17号「令和4年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第17号「令和4年度教育費補正予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページから11ページを御覧いただきますようお願いいたします。今回、補正させていただく事業は、佐太小学校運動場整備工事に係るものでございます。本議案については、去る令和4年5月28日に佐太小学校運動場の地

中からコンクリートやブロックの破片、金属などの瓦礫が発見されたことを受け、児童の安全・安心の確保を図るため、緊急的な対応として、5月30日から市職員によって当該発見箇所付近を掘削し、瓦礫の撤去を行ったところではございますが、今般、児童、保護者のより一層の安全・安心の確保に当たり、瓦礫の発見箇所付近だけにとどまらず、運動場全体の掘削を行い、瓦礫の調査を行うとともに、運動場の環境整備を行うものです。このことから、学校運動場整備に係る費用について、歳出補正予算措置が必要になるものです。

具体的な金額について御説明させていただきます。議案書11ページの令和4年度教育費補正予算案の表に沿って御説明させていただきます。

歳出予算といたしまして、「1 施設維持管理事業 小学校」において、佐太小学校運動場整備工事に係る費用といたしまして、49,870,000円を計上しております。今回の事業につきましては、早期に実施していく必要があるため、本日、御審議、御議決いただいた後に、現在会議中の守口市議会6月定例会に追加議案として提案しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 瓦礫が見つかった箇所が運動場ということなので、現在子どもたちが使用しているのかと、工事はいつ頃を検討されておられるのか、お聞かせください。

○事務局 瓦礫が見つかったところにつきましては、掘削し、瓦礫の撤去を行った後に、その分、土の補充を行いまして、転圧をかけて、通常どおりの使用をいただいております。

また、今回の工事につきましては、予算案を御議決いただいた後に、契約の手続きを行った上で、基本的にはもう夏休みに入りますので、その時期を中心に実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○教育長 大体工期としてはどれぐらいかかる見込みですか。

○事務局 実際工事に当たる期間は、2か月程度かなと。しかしながら、最後、工事の完成に当たって書類作成などの手続等も要りますので、全体としては契約後3か月ぐらいを目処としております。

以上でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 以前、給食における対応があったかと思うんですが、ホームページで、今現在第4報ということで、丁寧に説明されているかと思います。今回のこともニュースにもなっているので、関心のある市民の方もいらっしゃると思うので、できたらまたホームページ上で経緯や今後の対応について説明していただければ安心かなというふうに思います。

○事務局 今回の件につきまして、当該学校の保護者の方にはお伝えさせていただいているんですが、今後の対応の周知につきましても、学校長とも相談した上で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員 今回、予期しない形でグラウンドの瓦礫が発見されたんですが、ホームページでその経緯を説明されると、当然ほかの小学校でも自分のところは大丈夫なのかというお気持ちを持たれると思います。そこをきちんと説明することで安心される方が増えるんじゃないかなと、そう思います。

○事務局 今、御意見いただきました内容につきまして、他の学校の安全確認っていうのも当然皆さん御心配になられると思います。

現状といたしましては、学校と調整しながら、市の職員と一緒に各学校の状況について調査しております。直ちに危険な状態ではないというような確認をさせていただいているんですが、今後の対応については、まず佐太小学校を対応し、検討してい

たいというふうに思っております。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第17号につきましては原案どおりに決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　異議なしと認め、議案第17号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第7、議案第18号「守口市立図書館の運営状況に関する評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第18号「守口市立図書館の運営状況に関する評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書12ページから13ページを御参照賜りたいと存じます。

守口市立図書館につきましては、市民が集い、学び、交流する施設として令和2年6月に開館し、この間、たくさんの市民の皆さんに御利用いただいているところでございます。

このたび、守口市立図書館の指定管理者である図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体より、令和3年度の事業報告書が提出されました。図書館については、図書館法第7条の3において、運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき、図書館の運営の改善を図るため、必要な処置を講ずると規定されているほか、守口市立図書館運営方針にも点検評価の徹底及び公表についても明記しており、守口市立図書館についても運営状況の評価や運営の改善を図るため、必要な処置を講ずる必要があります。評価については、本市の社会教育に関する附属機関である社会教育委員会議にて行っていただくことから、守口市

立図書館の運営状況に関する評価等について、守口市社会教育委員会議の意見を求めようとするものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

参考資料でつけていただいている事業報告書というのは、毎年、年度ごとに出すような形になってるんですね。

○事務局 教育長のおっしゃるとおりでございます。

○教育長 それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第18号につきましては原案どおり決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第18号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1「令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱い（案）について」の説明をお願いします。

○事務局 協議事項1「令和4年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱い（案）について」の説明をさせていただきます。

議案書の15ページから16ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査及び昨年度より新たに大阪府で始まったすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）は、4月19日に対象の学校全校参加により実施いたしました。調査結果につきましては、全国学力・学習状況調査は7月26日に、

すくすくウォッチは7月15日に調査等を実施した学校へ提供される予定でございます。

まず、全国学力・学習状況調査の結果の取扱いにつきましては、同調査の市町村教育委員会において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるということや、市町村教育委員会において、個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容、方法等について、事前に十分相談する、なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や、各学校の順位づけは行わない、単に、平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すことなどの配慮事項が示されております。

今年度の調査結果の取扱いにつきましては、資料の「結果の取扱い（案）について」でもお示ししておりますが、まず、基本的な考え方として、「児童生徒の学力向上を図るため、これまでも調査結果を活用し学力や学習状況を把握するとともに検証・改善を図りながら授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めているところであるが、今後の時代に必要とされる資質・能力を育むためには、誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障する9年間を見通した組織的な取組みをより着実に進め、児童生徒の学力・学習状況の一層の改善を図るべきものである。

そのため、各学校における調査結果の分析においては、平均正答率や目標値を設定した項目の結果に加え、児童生徒個別の状況を把握・分析するなどの数値に基づく分析を充実させ、課題及び目標を明確にした上で、学校・家庭・地域がそれらを共有し、学校での学習活動に加え、家庭での学習習慣並びに生活習慣の改善に向けた啓発など、学校・家庭・地域が連携して具体的な取組みを進める必要がある。」とし、注釈で、中央教育審議会より「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」で示されている今後の時代に育むべき資質、能力を示しております。この考え方にに基づき、

公表内容及び方法等につきましては、次のとおり考えております。

まず、市教育委員会の調査結果の公表につきましては、市、府、全国の評価に関する調査及び質問紙調査の結果概要を、ホームページや広報誌を通して公表する方法を考えております。

参考としまして、委員の皆様にも事前にお配りいたしました令和3年度の公表資料を御覧ください。令和3年度は、調査概要を最初に示した上で、全体のポイントとして、国語、算数・数学の教科に関する調査及び学習状況、学習意欲等の質問紙調査において、具体的な項目とその結果等を示しながら、全体的に児童生徒の学力はおおむね定着していたことや、学習意欲や学習習慣が向上したこと、また授業改善が着実に進展していることを成果として示し、その上で課題として、思考力、判断力、表現力の育成や読書習慣、自己有用感や地域課題解決の育成について示しました。

また次に、教科に関する調査結果の概要として、校種、教科ごとに、国、府と比較した平均正答数、平均正答率、標準偏差を表で表し、その下に正答数分布グラフを示した上で、これらから読み取ることができる傾向を文章で記載しました。

参考として、教科別平均正答率、全国との経年比較グラフを掲載し、続いて、各教科の状況を校種、教科ごとに結果を文章で記載しております。実際に実施した問題を2問例示し、国と市の正答率を示し、問題例2、中学校数学の項目では、過去の類似問題比較から読み取ることができる傾向を記載いたしました。それ以降は、質問紙調査、結果概要として、本市の学力向上に係る目標値の設定についてを示し、授業改善に係る調査、目標値を設定した項目及び自学自習力の育成に係る調査、目標値を設定した項目について、校種、項目ごとに、国、府と市の3年間の結果をグラフで示し、そこから読み取ることができる内容について文章で記載し、参考として、質問紙と教科とのクロス集計による傾向を示し、家庭に向けたコメントも掲載しております。

また、その次には、目標を設定した項目以外についても取り上げ、学校、勉強、ICTの活用、地域との関わり、自己有用感やコロナ禍の影響に関する項目についても

お示ししました。

続いて、学校が行う学校質問紙と児童質問紙について、校種ごとに結果のレーダーチャートを示し、そこから読み取ることができる成果、課題等を記載いたしました。

最後に、教育委員会の今後の取組みとして、守口市学力向上プランを着実に推進するための内容について示しております。今年度の内容につきましても、目標値の設定をした項目を中心に、学力調査結果との関係を示すなど、より充実したものになるよう検討してまいります。

次に、各学校の調査結果の公表についてでございますが、公表時期は、各校へ調査結果が届いた後に分析等を行い、10月中にと考えております。公表内容については、次の6点を考えております。

「①調査目的」、「②調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること」、「③教科に関する調査の平均正答率」、「④質問紙調査において成果や課題が見られる回答状況（目標値を設定した項目は必須）」、「⑤分析結果」、「⑥分析結果を踏まえた今後の改善方策」。

公表方法につきましては、学校が、家庭、地域に対し結果を示すことで、学校、家庭、地域がより一層連携し取組みを推進する目的から、ホームページ等にて広く結果を公表するのではなく、各校の学校だより等の文書による結果を公表する方法を考えております。子ども一人一人の育成すべき資質、能力の実現状況や学習状況を踏まえて、授業改善やその他具体的な取組みを、学校、保護者、地域と連携しながら取り組んでいるところであり、市教育委員会及び学校とも児童生徒、保護者、地域がポジティブになれるよう、よりよいところを強調するなど、公表方法を工夫していくよう学校に対して助言してまいります。

また今年度から、各校の学力向上担当者が集まる学力向上推進協議担当者会議を毎週開催しております。校長会だけでなく、このような場も生かしながら、各校の学力向上担当者へも全国学力・学習状況調査等の調査の目的などを再度確認しつつ、結果

の取扱いやその活用について伝えてまいります。

全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについての案は以上でございます。

続いて、昨年度から実施されているすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）についての調査結果の取扱いについても、基本的には全国学力・学習状況調査結果の取扱いと同等に考えており、取扱い内容につきましては、提供される調査結果に合わせた内容項目に変えております。

続きまして、結果の提供及びその活用の概要について説明いたします。

結果については、調査等の主体である国または府から、市教育委員会へは市全体及び各学校のデータ、各学校へは各学校及び自校の児童生徒のデータ、児童生徒へは個々のデータが提供されます。提供されたデータを活用し、市教育委員会は施策の検証と各校への助言、援助を行い、各学校は授業改善等により児童生徒への学習指導などに繋げ、児童生徒は自らの学びを振り返り、新たな目標を立て、強みを伸ばすことや課題を克服することに取り組んでまいります。

提供されるデータの例として、今年度配付される予定のすくすくウォッチの資料の一部がございますので、御覧ください。学校表は、学校及び市教育委員会へ提供されるものであり、結果が7つのシートに集約され、まとめられております。自校の子どもの結果や成果、課題を素早く把握し、取組み改善に生かすために活用することができます。また、個人表については、アンケートの回答や教科の解答状況から分析した児童一人一人に応じた強みやよさが文章で記載され、児童が自己のよさに気づき、今後の学習や生活に自信を持てるようになっていきます。また、自身の実際の解答用紙が画像で掲載されており、解答状況を振り返ることができるとともに、1問ごとに学習アドバイスが掲載されておりますので、自身の今後の学習に生かすことができるものにもなっております。

全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチともに、校長会、教頭会、学力向上推進協議担当者会議において、学校表、個人表の有効な活用方法を示してまいります。

本調査の趣旨を御理解の上、保護者や地域への説明責任を果たす意味からも、本年度も同様に本調査の結果の取扱いについて慎重に判断していきたいと考えております。

本日は、皆様からの御意見や御質問をいただいた上で、7月教育委員会定例会に議案として提出し、御決定いただきたく存じます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 先ほど学校、家庭、地域との連携というお話がありまして、例えば学校と地域との連携で何か好事例とかがありましたら、教えていただけたらと思います。

○事務局 学校と地域が関われる場、交われる場というところでは、学校運営協議会があり、各学校がコミュニティ・スクールとなっております。その中で、この学校の現状、校区の現状というところで、学力に関しても共有し、今何が必要かというところを一緒に考えていけたらというふうに思っております。

以上です。

○事務局 地域ごとには、例えば中学校の中間テストや定期テストの時期に合わせてまして、小学校も連携して、家庭学習期間というのを設けて、この期間は自主学習を丁寧にやっていきましょうという取組みをやっていたりする校区もございます。以上でございます。

○事務局 ただいまの補足ですけれども、今、担当から説明させていただきました家庭学習習慣の設定について、これは前々から学校と地域が連携して取り組まれておりまして、これは複数校区の中で取り組まれております。

また、具体的な活動としましては、平日の放課後、学校によっては土曜日、本市では土曜日学習事業等実施させていただいておりますが、その土曜日学習を実施していない土曜日等に、地域主体で家庭学習を、学校を使って子どもたちの学習を見ていただいたりという取組みもなされております。以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

委員から御指摘いただいた点は非常に大切なことで、学校運営協議会でも、やはり各学校の子どもたちの学習の実現状況と共有して、それについて学校としてどういう取組みをしていくのかを一緒に考えていただくことは、とても大切だと思っております。

それぞれの学校の課題として、例えば子どもたちの読書の習慣化が図られていないだったり、あるいは家庭学習が十分図られていないというようなことを共有していただいて、地域の方から、ボランティアで支えていただいたりすることがやはり必要になってくると思います。学校だけでなかなか解決が難しいところなども、地域の方、保護者の方に課題を共有して一緒に取り組んでいくことを模索していくことが必要だと思っておりますので、調査結果からみえる課題を保護者や学校運営協議会にも共有していただいて、一緒に解決策を見いだしていけるように、教育委員会としてもアドバイスしていきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 本当に丁寧に分析をして発信をされているなと感じております。特に保護者の方々、先ほど委員から地域というお話がありましたけれども、保護者の方々にも心に届くような表現というんでしょうか、そういうことを心がけていただいていると思うんですが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。といいますのは、今日いただいております資料の7枚目ほどからでしょうか、児童生徒質問紙調査の結果概要という項目が始まっているかと思うんですけれども、そのクロス集計のところには、太字で傾向とか概略が見やすく説明してある後ろに、御家庭ではっていう文章がついてると思うんですね。同じように、その最後のほうのレーダーチャートの前のページのクロス集計のところにも同じような書きぶりがあるかと思うんですけれども、読ませていただいて、保護者の方に届きやすいなと思ったんです。関係者ですと、他の説明っていうのは読み込めるんですけれども、価値観に届くようなそういう文章を一層加えていただけたらなと思ひました。以上です。

○教育長 ありがとうございます。何か補足ありますか。

○事務局 委員におっしゃっていただいたとおり、やはり家庭に対してというところでは、子どもの伸びや課題を知ってもらうというところと、そこをしっかりと褒めて励ますっていうようなところから一緒にやっていってもらうところが調査の趣旨の中にもございますので、教育委員会からの発信だけではなくて、学校の公表についてもそういったところが出るように一緒に考えていきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○教育長 例えば、思考力、判断力、表現力に課題と言われても、具体的に何のことが読み手は分かりにくいと思いますので、問題例を実際に掲載して、例えば単純な計算問題は解けるんだけど、文章で出されると子どもたちはそれを立式して解くことが難しい、など、問題の具体例などを紹介しながら伝えていくことを昨年度も工夫しました。今年度も、何々が課題だと抽象的に言ってもなかなか伝わりにくいと思いますので、工夫していきたいと思っております。

あと、これは反省点なんですけど、一度に全部情報を出そうとすると非常にボリュームが多くなってしまいますので、例えば、やっぱり学力向上の取組みは調査結果が出たタイミングだけやるものではないので、少しずつ数回に分けて出していくということも考えられると思います。シリーズで出していくような方法もあるかもしれないと思います。学校現場と話しながら、様々な工夫を学校間でも共有していきたいと思っています。

○委員 学校表の中の5番の「未来に向かう力と好奇心」は、どんな表現がされているのか教えていただけたらありがたいです。

○事務局 質問内容に関しましては、3項目ございます。1つが「目標に向かって頑張る力」、2つ目が「人と関わる力」、3つ目が「気持ちをコントロールする力」ということで、設問としましては、27問ある形になっています。

例えば、「目標に向かって頑張る力」につきましては、「難しいことがあっても、

諦めない」とか、あと、「ぶれない心」としまして、「物事に対して夢中になっても、しばらくするとすぐに飽きてしまう」というような設問があります。

また、2つ目の「人と関わる力」につきましては、「共感する力」としまして、「人が頑張っているのを見たり聞いたりすると友だちでなくても応援したくなる」、また、「相手の理解」というところでは、「人と対立しても、相手の考えや気持ちを理解しようと努力する」というような項目があります。

3つ目の「気持ちをコントロールする力」につきましては、「休み時間と授業時間との気持ちの切りかえができる」とか、「切り替え」の部分では、「つらい気持ちになるようなことがあったとき、何か別のことを考える」とか、こういった設問がございまして、これを総合的に集計したものになっております。以上です。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 先ほど教育長のほうから、問題例を具体的にというお話があったんですが、すすくウオッチについては、このすすくウオッチの面白い問題をぜひ保護者の方に実際に解いてもらうようなお手紙にさせていただけたらいいのかなというふうに思っています。実際にすすくウオッチを受けてみて、まさか絵を描かされると思わなかったみたいな、子どもたちもびっくりみたいなところがあったので、ぜひそういった問題を保護者の方にも直接解いていただくことで、この問題が何を求めているか、どういう力が要るかっていうところを、実際に保護者の方にも考えていただけないかというふうに思っています。

○教育長 ありがとうございます。

○事務局 委員のおっしゃったことはとても大事なことで、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

あと、教職員の担当者会議におきましても、やはり問題を実際に解いて、そこで何が問われているのか、どういった力が求められているのかというところを感じても

らうために、すすくウォッチの「わくわく問題」というのが教科横断型の問題になるんですが、それを小学校の先生だけではなくて、中学校教員にも解いてもらっています。中学校教員からは、「あっ、こんなことが子どもたちに求められてるんだ。」とか、「こういうことを学んだ子が中学に上がってくるんだ。」というような声も上がっています。校区で子どもたちを共有して、一緒に取組みを進めていますので、ぜひ学校もそうですけれども、地域も家庭も一緒になってやっていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、協議事項につきましてはここまでとさせていただきたいと思います。

もし、また会議後にお気づきの点などございましたら、事務局にお知らせいただいても結構ですし、また次回、これを議題として議論させていただきますので、その際にもまた御意見いただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号を除いて本日の日程は終了しましたが、ここで何か事務局のほうから報告、連絡事項がございましたらお願いします。

○事務局　「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）（案）」のパブリックコメントの実施について御報告させていただきます。

本市のこれからの学校規模の適正化の在り方について取りまとめました「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）（案）」については、去る5月24日開催の教育委員会5月定例会において協議事項として御提案させていただき、御議論をいただいたところでございます。その際にいただきました御議論等を踏まえながら、また校長会での御意見の聴取、市長部局との調整等を行いましたところ、内容に関しましては5月定例会からの変更はありませんが、文章について若干の整理をいたしました。今般は、お手元に配付いたしました案によって、広く市民の方から御意見を聴取するため、パブリックコメントを実施する旨の御報告でございます。

実施期間につきましては、7月1日から7月31日までの1か月間となり、ここで

提出された御意見を踏まえ、再度調整した策定案を8月定例会に議案として提出し、御審議の上、御決定賜りたいと考えております。

以上、誠に簡単ではありますが、「守口市学校規模等適正化基本方針（改訂版）（案）」のパブリックコメントの実施についての御報告とさせていただきます。

○教育長 パブリックコメントは、ホームページで周知するというような形ですか。

○事務局 パブリックコメントの周知につきましては、まず市のホームページと併せまして、7月号広報紙においても実施する旨、周知してまいるところでございます。以上でございます。

○教育長 では、ほかに報告、連絡ございましたらお願いいたします。

○事務局 市立学校の学校給食における異物混入事案につきまして、追加で御報告させていただきます。

5月30日に北河内農業協同組合の代表理事組合長が市長を訪問し、精米所内の衛生管理問題についておわびの文書の提出がございました。5月31日にJAが独自で実施しました各種精米の微生物分析の結果の報告と発生時以降の経過報告、枚方市保健所からの食品衛生指導における改善方法について、文書による報告がございました。検査報告書においては、精米中の一般生菌は、75度の温度で1分以上加熱すると死滅し、食中毒は引き起こさないとの説明と、各検査数値の報告のみでございました。

この結果では、精米所内におけるハトの飛来に伴う鳥類由来の人の健康に影響する病原菌等が付着している危険性の有無については判別できないため、6月2日付けで再度JAに対して、児童、保護者、市民に対する不安払拭が行われるよう出荷した精米にハトのふん等に含まれる菌やウイルス等が混入してないことが分かる専門家の意見を徴し、第三者性を担保した形での追加検査及び評価の申入れを文書にて行っております。申し入れた内容につきましては、市ホームページで掲載させていただいております。6月2日に市教育委員会から発出しました申入れを継続して実施する意思の回答がございました。現在、このハトに由来する菌やウイルス等の混入による検査等

については、いまだ報告がございません。

6月6日と7日に市議会各会派にこれまでの経過説明を行い、6月9日に市議会より「学校給食の安全確保及び再発防止に関する申入書」の提出がありました。その内容につきましては、食品衛生法上の指導権限を有する保健所との連携と徹底した再発防止策を講じ、保護者等への不安払拭に向けた説明責任、安全・安心な学校給食の提供に万全を期するよう申し入れるものでした。6月7日に4市の教育長が参加いたしまして、この間の各市における対応と今後の取組みに関する意見交換会を実施しております。

また一方で、契約している食品納入業者を、適宜、管理栄養士による施設確認を実施しております。今後は、保健所の食品衛生監視票や府の学校給食会による調査結果等を考慮した形で、確認方法等を判断していこうと考えております。

次に、令和4年5月定例会で御報告させていただいた以降の新型コロナウイルス感染症による臨時休業を実施した3校について御報告させていただきます。

梶中学校の第3学年の1学級において、在籍者数32名のうち5名の陽性が確認されたことにより、令和4年6月6日月曜日から8日水曜日まで学級閉鎖としました。疫学調査の結果、濃厚接触者等がないことを確認し、9日木曜日から当該学級を再開しております。

梶小学校の第3学年の1学級において、直近3日間で在籍者数38名のうち6名の陽性が確認されたことにより、令和4年6月6日月曜日から8日水曜日まで学級閉鎖としております。疫学調査の結果、濃厚接触者等がないことを確認し、9日木曜日から当該学級を再開しております。

第一中学校の第1学年1学級において、直近3日間の在籍者数40名のうち6名の陽性が確認されたことにより、令和4年6月7日火曜日から9日木曜日まで学級閉鎖とさせていただきます。疫学調査の結果、濃厚接触者がいないことを確認し、10日金曜日から当該学級を再開しております。

梶小学校の第3学年の1学級において、直近3日間で在籍者数37名のうち6名の陽性が確認されたことにより、令和4年6月9日木曜日から11日土曜日までの学級閉鎖としております。疫学調査の結果、濃厚接触者等がないことを確認し、13日月曜日から当該学級を再開しております。

以上、御報告をさせていただきます。

○教育長 保健給食課から、給食の異物混入等の件と、それから新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告がありました。

給食の関係で少し補足させていただきますと、教育委員会としましても再発防止についてしっかりと検討を進めている段階でございます。異物混入はあらゆる段階で可能性がありますので、異物混入を防ぐための方策について、きちんと検証をするとともに、発生した際に速やかな対応が取ることができるような、保護者への周知や、健康観察も含めたマニュアル化をしていくことが大切だと思っておりますので、現在、教育委員会事務局で検討を進めております。

もう1点、今回食材の調達は本当に非常に難しいという面がありますが、どういったことが実施可能で実効性のある確認なのかということについても検討してまいりたいと思っております。

7月初めに学校給食協会の総会が開催予定ですので、そこでPTAの方も含めて、給食に携わっている方からの御意見も集約しながら、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

それから、コロナの関係ですが、国の方針も踏まえて、夏季は熱中症の危険性があるということで、各学校に対して、子どもたちが外での活動、特に体育などではマスクを外すようにというような指導を行っているところです。やっぱり3年間マスクをずっとしていた影響は非常に大きくて、もちろん感染が不安だという子どももいますが、マスクを外すのが恥ずかしいということで、なかなかマスクを外さない子どもも多いと聞いております。これからますます暑くなってきますので、熱中症にならない

ように、適切な指導、そして、子どもたちが暑いときには外したり、離れてるときには外してもいいんだということを自分で判断できるように指導してまいりたいと思っています。

何かほかに御質問や御連絡はございますでしょうか。

○事務局　本日は、もりぐち児童クラブ入会児童室の施設整備につきまして御報告をさせていただきます。

今回、守口小学校におけるもりぐち児童クラブ入会児童室の利用児童の増加等に対応するため、現在、守口小学校敷地内に新たなクラブ室の整備を進めております。こちらは7月15日に引き渡される予定となっており、供用開始につきましては、同月21日の夏休みからを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

児童クラブ入会児童室の報告は以上でございます。

○教育長　ほかに御報告、御連絡はございますでしょうか。

それでは、本日は議案第19号のみを残しておりますので、これより関係者のみでの秘密会を行うことといたしますので、関係者以外は退出していただいて結構です。

それでは、暫時休憩といたします。

○教育長　休憩を閉じ、委員会を再開いたします。それでは議案第19号「教職員の処分について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

(秘密会)

○教育長　異議なしと認め、議案第19号につきましては、原案どおり承認いたしました。それでは、本日の定例会を閉会します。